

被扶養者認定提出書類一覧表

◎印:必ず提出 ○印:該当する人のみ提出

		提出書類	書類の入手先	同居でなくてもよい人							同居が条件の人			備考
				配偶者	子			父母/祖父母	孫・兄弟姉妹		義父母	その他		
					18歳以上	18歳未満	出生		18歳以上	18歳未満		18歳以上	18歳未満	
必須	必ず提出する書類	被扶養者異動届	健保ホームページ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	対象者に合わせて必ず提出する書類	被扶養配偶者現況届		◎										
		被扶養状況届(配偶者、出生児以外)			◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		
資格の有無を確認するもの	※公的書類において「マイナンバー(個人番号)」は「記載なし」を指定して交付	「健康保険資格喪失証明書」または「退職証明書」	前加入健保	○	○	○		○	○	○	○	○	「退職」、「任意継続終了」、「離婚」が事由の場合	
		「雇用契約書」コピー	勤務先	○	○			○	○		○	○	「収入減」が事由の場合	
		「雇用保険受給資格者証」で、支給終了印のあるページのコピー	ハローワーク	○	○			○	○		○	○	「失業保険受給終了」が事由の場合	
		「婚姻受理証明書」	市区町村	○									「婚姻」が事由の場合	
		「廃業届出書」コピー	税務署	○	○			○	○		○	○	「廃業」が事由の場合	
		直近の「源泉徴収票」または「収入見込み証明書」(本人分及び配偶者分)	勤務先	○									「扶養異動」が事由の場合(夫婦が共に被保険者で、子を被扶養者とする場合)	
生計維持関係を証明するもの	※公的書類において「マイナンバー(個人番号)」は「記載なし」を指定して交付	住民票(世帯全員分)	市区町村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	内縁関係の場合、別居は認定不可、続柄「同居人」は認定不可 ※発行から3ヶ月以内のもので、続柄が記載されていること	
		非課税・課税証明書	市区町村	◎	◎			◎	◎		◎	◎	最新年度のもの(収入が無い場合でも、収入が無いことを確認するために必須)	
	給与と収入がある人	「直近3ヶ月分の給与明細」コピー	勤務先	○	○			○	○		○	○	被保険者の入社と同時に扶養になる場合 又は「収入減」が事由の場合	
	学生	「学生証」コピーまたは「在籍証明書」	就学先	○	○				○		○			
	年金受給者	「年金裁定(改定・振込)通知書」コピー	年金事務所	○	○			○	○		○	○	最新年度のもの(これから受給をする方は「年金見込額照会回答票」コピー)	
	給与、年金以外の収入がある人	「確定申告書」かつ「収支内訳書」コピー	税務署	○	○			○	○		○	○	直近のもの	
	別居(学生、単身赴任以外)	「送金証明書」コピー(少なくとも3ヶ月分)	金融機関		○			○	○	○			送金証明書：銀行振込、現金書留、通帳等(手渡しによる送金は認定不可) ※単身赴任の場合、18歳以下の子(全日制の高校生)が進学の場合は除く	

- ※原則として次のような場合は被扶養者に認定できません。
- ・年間収入が130万円以上ある方(注:60歳以上の場合または障害者は180万円以上)

・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方(注:年金(老齢・障害・遺族等)等も収入となります)

・失業給付金・傷病手当金・労災給付金等を受給中の方
- ※提出書類だけでは認定できない場合には、別途追加書類の提出を求めることがあります。
- ※関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。
- H29.01更新
- ◆該当する書類を事業所経由で提出(「被扶養者異動届(認定申請用)」、「現況届」に添付)

◆認定日について、施行規則は事実の発生日から5日以内の届出が原則ですが、当組合では下記の扱いをしています。

◇事実発生日から14日以内の受付(事業所着) ⇒ 事実発生日まで遡ります

◇出生の場合 ⇒ 出生日まで遡ります